

等級別の格付基準及び発注基準額

令和8年8月1日時点

工事種別	等級	総合数値	発注基準額
土木一式工事	A	825 点以上	5,000 万円以上 2 億円未満
	B	710 点 ～ 824 点	3,000 万円以上 9,000 万円未満
	C	650 点 ～ 709 点	1,500 万円以上 3,000 万円未満
	D	500 点 ～ 649 点	500 万円以上 2,000 万円未満
	E	499 点以下	500 万円未満
建築一式工事	A	730 点以上	5,000 万円以上 2 億円未満
	B	660 点 ～ 729 点	500 万円以上 5,000 万円未満
	C	659 点以下	500 万円未満

※総合数値とは 町内業者については、客観点数（経営事項審査結果の業種ごとの総合評定値（P点）＋主観点数（技術力による数値＋工事成績による数値＋指名停止等による数値＋防災協定締結数値＋代表者が岬町在住数値）の合計点数です。

また、準町内業者については、客観点数（経営事項審査結果の業種ごとの総合評定値（P点）＋主観点数（指名停止等による数値）の合計点数です。

ただし、上記基準にかかわらず、土木一式工事については、Aに格付けされる業者は、1級土木施工管理技士又は監理技術者1名を、Bに格付けされる業者は、2級土木施工管理技士1名（但し、特定建設業者については、1級土木施工管理技士又は同等以上の者1名）を必要とし、建築一式工事については、Aに格付けされる業者は、2級建築施工管理技士1名（但し、特定建設業者については、1級建築施工管理技士又は監理技術者1名）を必要とするため、等級が下がっている場合があります。

また、土木一式工事については、Aに格付けされる業者は、特定建設業許可を受けていなければなりません。

※土木一式工事にあつては発注予定価格が**4,500万円以上**、建築一式工事にあつては発注予定価格が**9,000万円以上**であるときは、専任の技術者を配置可能な業者にのみ発注します。

※指名業者数に関しては、下表のとおりです。

発注金額	指名業者数
1 億円以上	9 者以上
1 億円未満	7 者以上